

津久見市 高潮ハザードマップ

令和4年3月作製

指定避難所
自宅が被災したときに滞在する場所
 災害により住宅を失った場合等において、
 一定期間避難生活をする場所

※指定緊急避難場所や指定避難所は、必ずしもそこに避難
しなくてはならないというものではありません。
※避難場所の周辺や道路などが冠水しているような場合は、
身近な高いところに避難してください。

 要配慮者利用施設 社会福祉施設、学校、医療施設その
の主として防災上の配慮を要する方
が利用する施設

